

法務局の増員に関するについて

要 旨

法務局では不動産登記・人権擁護等の繁忙な行政事務を処理しているにも関わらず、政府は行政改革の名のもとで職員の削減を進めている。地域住民の財産と権利を守り、国民本位の行政サービスの維持のため、法務局職員の増員を求める。

理 由

私どもが働く法務局の職場は、御存知のとおり登記をはじめ戸籍・国籍・供託・行政訴訟・人権擁護など国民の権利と財産を守る行政事務を取り扱っており、地域住民の生活に密着した官庁であります。

現在の法務局は、登記においては、政府方針である「地図整備事業」を一所懸命に行っております。地図整備事業の内容は各種ありますが、一番大きな事業は全国の都市部を対象とした「不動産登記法第14条地図（正確な地図）」作成作業です。

「不動産登記法第14条地図」の作成作業は、高度な知識と経験を備えた人的体制の確立が不可欠なものとなっています。しかし、登記の職場に働く職員は年々減らされており、地図作成に必要な要員を確保することができなく、繁忙な職場から事務応援を得て何とか処理していますが、そのしわ寄せは各職場での日常的な残業となって表れています。人的体制の確立が喫緊の課題です。

土地の筆界が不明な場合に、その位置を明らかにする筆界特定制度の創設を内容とする「不動産登記法等の一部を改正する法律」が平成18年1月20日から施行されております。この制度の創設によって、これまで境界確定訴訟しかなかった筆界の紛争について、法務局に申請することで簡易、迅速に筆界が特定できることとなります。

筆界特定制度に対する国民の期待は大きく、施行後全国で6,000筆界を超える申請が提出されています。筆界特定事件の処理は、高度な知識と経験が必要です。しかし、筆界特定事件処理にかかる定員措置はなされず、担当職員は恒常的な残業や休日出勤などによって処理しているのが現状です。今後さらなる申請の増加が確実視されているなかであって、人的体制の確立は喫緊の課題となっております。

また、登記以外の職場においては、社会情勢の変化の中で平成12年4月から「成年後見制度」が創設されましたが、高齢化社会を反映してその需要がますます増大しております。人権擁護においても「21世紀は人権の世紀」といわれるように、人権擁護行政の充実強化が求められております。最近では、いじめや虐待に関する人権相談がこれまでになく増大しております。

このような状況のなかで、政府は行政改革の名のもとで、法務局においては平成13年から1,900人近くの職員を減らしてきています。さらに平成18年6月30日に閣議決定された「国の行政機関の定員の純減について」に基づいて平成18年度から22年度の5年間で5%以上の定員純減を行うこととしており、法務局においては1,588人以上の定員削減が決定されています。

さらに、政府は平成21年7月1日、平成22年度から5年間で10%以上の定員を合理化する「新たな定員合理化計画」を閣議決定しました。

私どもの職場でも、上記定員削減により毎年職員が減らされ、職員には気持ちにまったく余裕がなく、国民の期待する法務行政にはほど遠い状態となっています。

私どもは、法務局が行政官庁としての機能と信頼を維持していくには人員の確保によること以外にないと考え、法務局に増員を獲得するための運動を各方面の皆様方の御協力を頂きながら進めてまいりました。その成果として、国会において「法務局・更生保護官署・入国管理官署・少年院施設の増員に関する請願」が昭和55年以来29年連続で採択されております。

しかしながら、未だ見るべき改善が図られておりません。

法務局のこのような現状と私どもの要員確保の運動に特段の御理解と御協力を賜り、地域住民の財産と権利を守り、国民本位の行政サービスの維持のため、法務局の職場に増員が実現するよう関係行政庁に対して意見書を提出していただきますよう陳情いたします。

陳情項目

1. 行政庁（内閣総理大臣、財務大臣、法務大臣、総務大臣）に対して法務局の増員に関する意見書を提出すること。

平成21年11月20日

陳 情 者 大仙市大曲日の出町一丁目3番4号  
全法務省労働組合東北地方本部  
秋田地方法務局支部大曲分会  
分会長 須 田 真 史

大仙市議会議長 児 玉 裕 一 様